

【図書名等】 厚生労働省指針に対応した労働安全衛生マネジメントシステム
システム担当者の実務
コード No.23149 第6版
定価（本体 2,000 円＋税）
（コード No. および本体価格は現行どおりです。）

【発行日】 令和元年12月25日

【改訂の概要】

改訂のあらまし	該当頁
<p>令和元年7月に公表された改正「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に対応して、内容の見直し、必要な字句の修正等を行った。 主な改訂箇所は以下のとおり。</p> <p>1. 労働安全衛生マネジメントシステムの概要</p> <p>1.2 労働安全衛生マネジメントシステムの導入の必要性 (1)、(2)の記述を修正して「(3)労働安全衛生行政の対応」を削除</p> <p>1.3 労働安全衛生マネジメントシステムの基本的な考え方 令和元年7月1日付け改正指針についての記述を追加</p> <p>1.4 労働安全衛生マネジメントシステムの特徴 令和元年7月1日付け改正指針についての記述を追加</p> <p>2. 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針</p> <p>2.1 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の根拠法令 令和元年7月1日付け改正指針についての記述を追加</p> <p>2.3 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の解説 該当条文に令和元年7月1日付け改正指針及び解釈通達を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(定義)第3条」「(解説)ロ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」において記述を修正 ・「(適用)第4条」「(解説)」において記述を修正 ・「(体制の整備)第7条」「(解説)イ システム各級管理者の役割、責任及び権限」において記述を修正 ・「(危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定)第10条」「(参考—1)」において、労働安全衛生法第57条の3を追加し、記述を修正 ・同「(参考—2)」において、労働安全衛生規則第34条の2の7を追加し、記述を修正 ・「(安全衛生計画の作成)第12条」「(解説)イ 安全衛生計画」において記述を修正、「①事業場安全衛生計画(例)」及び「②職場安全衛生計画(例)」を差し替え <p>3. システム整備(構築)の方法 「図7 OSHMS整備のための現状把握用チェックリスト」を削除。「労働安全マネジメントシステムに関する指針に基づく構築のスケジュール(例)」を図7とし、以下、図番号繰り上げ</p> <p>3.3 システム整備における準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(1)事業者による労働安全衛生マネジメントシステムの導入の宣言」及び「(4)労働安全衛生マネジメントシステム整備のための現状把握」において記述を修正 	<p></p> <p></p> <p></p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12～14</p> <p></p> <p>19</p> <p>22～139</p> <p>25～26</p> <p>27～28</p> <p>40～41</p> <p>61～62</p> <p>63</p> <p>86～87, 90～93</p> <p></p> <p></p> <p>149, 151 ～152</p>

付録	・付録1「関係法令（該当箇所）」において、最新の法令を反映したほか、安衛法第57条の3を追加	154～162
	・付録2「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」において、令和元年7月1日付け厚生労働省告示第54号に差し替え、令和元年7月1日付け基発0701第3号解釈通達を追加	163～172
	・付録6「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」において、平成27年9月18日付け公示第3号の指針に差し替え、及び平成27年9月18日付け基発第0918第3号解釈通達に差し替え	196～215

2019.12

中央労働災害防止協会